

## 令和4年第3回真庭市教育委員会会議録

会議種類	定例会	
開催年月日	令和4年3月7日(月)	
開会及び閉会時刻	開会時刻	9:30
	閉会時刻	10:35
場所	真庭市本庁舎3階 教育委員室	
会議録署名者	教育長 三ツ 宗宏	
	署名委員 高谷 絵里香	
会議録作成者	教育総務課 主査 松尾 美由貴	

### 1 出席委員

職 名	氏 名	備 考
教 育 長	三 辻 宗 宏	
教育長職務代理者	井 口 利 美	
委 員	常 本 直 史	
委 員	徳 山 周 一	
委 員	高 谷 絵里香	

### 2 出席した者

職 名	氏 名	備 考
教 育 次 長	赤 田 憲 昭	
教育総務課長	浅 野 晃 彦	
学校教育課長	秋 元 紀 幸	
生涯学習課課長	佐 山 宣 夫	
図書館振興室長	谷 岡 理 江	
教育総務課主査	松 尾 美由貴	

### 3 傍聴人

な し

#### 4 議事日程

日程	案 件	結 果
	開 会	
第 1	教育長あいさつ	
第 2	署名委員の指名について	高谷委員
第 3	教育長諸報告	
第 4	付議事件	
	議案第 9 号 第 3 次真庭市教育振興基本計画の策定について	原案可決
	議案第 10 号 真庭市教育委員会事務局処務規則の一部改正について	原案可決
	議案第 11 号 真庭市教育委員会事務決裁規程の一部改正について	原案可決
	議案第 12 号 真庭市コミュニティバス乗り継ぎ証明書交付規程の制定について	原案可決
	議案第 13 号 真庭市立学校管理規則の一部改正について	原案可決
	議案第 14 号 県費負担教職員の進退の内申について	非公開
	議案第 15 号 真庭市指定重要文化財の指定について	原案可決
第 5	その他	
第 6	閉 会	

## 5 議事の概要

(9時30分 開会)

### ○三ツ教育長

おはようございます。これから第3回教育委員会を開催いたします。以下議事日程に従い進めてまいります。日程第1教育長あいさつです。早いものでもう3月7日です。高校一般入試があり、今週末は中学校の卒業式があり、小学校の卒業式は18日が多く、次の週初めのところもあります。いよいよ今年度最後になってきました。1年間コロナとともにある年でしたが、それぞれの学校で工夫しながら充実した教育活動を進めてくれていると改めて感じています。その中で悩ましいのが、県の保健所から助言をいただいて、今感染者が確認されると4日間は学校の当該学級を止めるという対応をしています。土日挟むことが多いので丸々4日休みにすることは少ないのですが、直近に入試や卒業式があるので、たまたま当該学年に感染者が出たらどうするかという問題があります。学校教育課で調整してもらっているので、1人出たからと言ってすぐ卒業式をやめましょうという話にはならないようにしたいのですが、本当に悩ましいことです。また、社会一般では、感染者や濃厚接触者は待機を余儀なくされますが、いわゆる接触者は通常の社会生活を行っています。ところが子どもの場合、濃厚接触者でなくても、当該学級に感染が発生したというだけで、一部だけではありますが教育を受ける権利を制限されています。これで本当にいいのだろうか最近強く感じています。もちろん学校が感染拡大の大きな要因となっている状況であれば、それに応じた対応は必要です。感染症に関する権限は県にありますので、そこは尊重しつつ、それぞれの教育行政が主体性を持って判断していくということを考え直さなければいけないと感じています。今日もたくさんのご審議いただきますが、よろしく願いいたします。

続いて、日程第2署名委員の指名ですが、今日は高谷委員さんお願いいたします。

○高谷委員

はい。

○三ツ教育長

続いて日程第 3 教育長諸報告を教育次長よりさせていただきます。

○赤田教育次長

(資料により説明)

○三ツ教育長

教育長諸報告をさせていただきましたが、委員の皆さんからご質問ご意見等ありますでしょうか。これと直接関わらないですが、まん延防止期間は終わりましたが、県の要請期間はいつまでですか。

○秋元学校教育課長

3月 31 日までです。

○三ツ教育長

県からのコロナに関する様々な要請自体は 3月 31 まで継続となっていますが、各学校でも感染リスクの高い教育活動などは控えつつ進めています。

続いて日程第 4 付議事件です。議案第 9 号 第 3 次真庭市教育振興基本計画の策定についてお願いします。

○浅野教育総務課長

(資料により説明)

○三ツ教育長

ただいま説明がありました。ご質問ご意見ありますでしょうか。

○徳山委員

答申の意見の中に不登校の受け皿について今後検討されたいとあるが、真庭市は城北塾などすでに取り組んでいます。受け皿は具体的にどのようなものを指して言われたのでしょうか。

○秋元学校教育課長

現段階では具体的な方向性はありませんが、城北塾や白梅塾でも担いきれない部分は、また別の方法を考えなければいけないと考えています。

○三ツ教育長

意見をもらったときに具体の提起があったわけではありませんが、共生社会真庭を目指す中で、学校だけの問題ではなく、社会問題として考えていかなければならないということだと思います。公共も民間も社会的包摂を担うという考え方をもっとしていかなければならないということです。専用施設に入ればいいという話ではないということです。例えば公民館や図書館で、学校には行けないけどそこに行けば安心でき、場合によっては本を並べたりすることで貢献もできる、そういうことも含めて考えていかなければいけないと思っています。多様な居場所を模索して行ってほしいという提起だろうと理解しています。

そのほかありますでしょうか。答申を受けた後、会長と色々話をさせていただきました。これからの社会を描くうえで、まさしく教育こそが表舞台で活躍していかなければならない時代に入ってきていると考えています。そのためには従来の教育の範ちゅうだけでなく、縦にも横にも得意を生かして繋がっていく「連携」が、今まで以上に大事になってくるとおっしゃっていましたし、我々もそう考えています。よろしいでしょうか。

○常本委員

感想のようになりますが、目標があり、具体的な取り組みをして、その評価の基準は市民アンケートや学力調査の子どものアンケート結果でクリアしたら

できたという形になると思うのですが、できたものをどれだけの人が読んでくれているのか、不安に思います。学校の中でも色々な目標を作っていますが、先生方が本当に読み込んでくれているのかなとか、PTA への説明も本当に伝わっているのかなと思うことがあります。持続可能な循環型の社会の中で、子どもたちが生き生きと生活できる社会や教育を描いていますが、そこで5年後の子どもたちの変化が見えるようないい評価指標がないかなと思っています。具体的には言えないですが、このようなものを読んだときに、大人の意識も変わっていったということが分かればいいなと、いつも思います。教育の中心はやはり子どもたちです。今回の新聞のコンクールにしても以前よりも何年間で表現の仕方がこのように変わってきたと見えれば、大人になったときに変わってくると思います。すぐに結果が出てくるようなものではないので、じっくり誰一人取り残さないようにやっていく中で、子どもたちの変化が見え、関わる保護者の意識の変化が見えたらよいと思います。いじめの問題の対応にしても、最悪のことを想定して対応をしているのか、不登校起こったら、切れ目なしにつないでいるのか、というような点では教員の専門性は必要だろうと思います。当然日々の授業をきちんとやっていく専門性も含め、先生方の変化が見えるのも大事かなと思います。いい計画ができているので、本当に実行していき、市民の皆さんに読んでもらえるためにも見える化が必要です。真庭市は発信力があるので、教育もその中で発信していき、子どもたちの顔が見えるような発信をするということを、学校も教育委員会もさらにしっかりやっていかなければならないと思います。

### ○三ツ教育長

ありがとうございます。おっしゃるように子どもの変化や取り組みが見えるように発信していくことはとても重要なことです。計画も作って終わりではなく、周知が不十分だと何の意味もないのです。「読んでください」だけではなかなか読んでもらえないと思いますが、例えば1人の子どもの姿に対して、その背景としてこの計画が語られるというようなことを意図的にやっていくことで、

実際の変化と取組と計画のひもづけができるのかなと思っています。そのような発信を心がけていきたいと思いながらお話をうかがいました。今の点で課長から何かありますか。

○浅野教育総務課長

子どもたちの変化については、基本的にアンケートから判断するということになると思いますが、学校でもQ-Uやアセスなどで子どもの状況の変化は把握しています。この前の土曜、真庭高校落合校地で探究の授業をしている若い先生が、非公式で夜集まり研究をしていました。その中の資料に、小中学校ではやっていないような細かいアンケートを生徒にしている、取組の中で、年度を追って自分がどれだけ地域に貢献したか、自分がどれだけ地域に認められたかというような細かい指標も設定し追跡していました。それにより、この事業で何が欠けてどこが満たされているかという分析をしっかりとされていました。我々もこのような点をフォローしつつ勉強させていただきたいと思います。また、高校の先生ともっと連携していけば、より専門的な内容にも踏み込んで、我々も学んでいける気がしました。

○三ツ教育長

これが答えというわけではありませんが、模索していきたいと思います。そのほかありますでしょうか。

○徳山委員

P12(2)②の指標「地域や社会をよくするため～」のアンケートは小学校低学年にもするのでしょうか。もしやるとすれば工夫してうまく表現しないと低学年には難しいと思いました。

○三ツ教育長

ありがとうございます。低学年からの経年変化を追うものではありません。



○秋元学校教育課長

この指標の調査対象は小学校6年と中学校3年生を予定しています。というのも小中学校の出口の段階で、小学校6年間または中学校3年間で取り組んできたことを評価するという考えです。もちろん小学校低学年からの積み上げがないと変わっていかないので、そこは学校と共有していきたいと思います。

○三ツ教育長

そのほかありますでしょうか。それではお諮りいたします。議案第9号 第3次真庭市教育振興基本計画の策定について、ご異議ございませんか。

○全員

はい。

○三ツ教育長

では、異議なしということで原案可決でお願いします。

続いて議案第10号 真庭市教育委員会事務局処務規則の一部改正について、お願いします。

○浅野教育総務課長

(資料により説明)

○三ツ教育長

ただいま説明がありました。ご質問ご意見ありますでしょうか。

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第10号 真庭市教育委員会事務局処務規則の一部改正について、ご異議ございませんか。

○全員

はい。

○三ツ教育長

では、異議なしということで原案可決でお願いします。

続いて議案第 11 号 真庭市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、お願いします。

○浅野教育総務課長

(資料により説明)

○三ツ教育長

ただいま説明がありました。ご質問ご意見ありますでしょうか。

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 11 号 真庭市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、ご異議ございませんか。

○全員

はい。

○三ツ教育長

では、異議なしということで原案可決でお願いします。

続いて議案第 12 号 真庭市コミュニティバス乗り継ぎ証明書交付規程の制定について、お願いします。

○浅野教育総務課長

(資料により説明)

○三ツ教育長

ただいま説明がありました。ご質問ご意見ありますでしょうか。

○常本委員

とてもありがたい取り組みだと思いました。乗り継ぎは具体的にどこからどのようにするのでしょうか。

○浅野教育総務課長

事前に高校に通学経路は提出されると思いますが、証明書申請用紙も高校から配布してもらいます。その中に路線名と停留所を書く欄があります。これにより、〇〇のバス停で何人乗り継いでいくということを、バス運転手に事前に周知しておきます。生徒が乗り継ぎ証明書を降りる時に見せたら、運転手は、次の乗り継ぎ券を手渡します。想定としては全地域で20人程度と考えています。運転手に周知しておけば、決まった路線、決まった停留所で乗り継ぎとなりますので、把握は十分できると思います。

○常本委員

具体的に蒜山から久世に来て、落合まで行くというようなルートが知りたいです。

○浅野教育総務課長

想定としては、おっしゃるように落合校地に行く場合、美甘湯原方面から行くと、ここ本庁舎停留所で乗り換えます。また、落合エリアから勝山高校に行く場合、JRが多いかとは思いますが、地域によってはバスを使うことが考えられますので、その場合もここ本庁舎で乗り継ぎします。それから、蒜山校地に行く場合、冬場の中和地域から行くと、初和で乗り換えが想定されます。

○常本委員

北房から勝山高校へ行くのは乗り継がなくてよいのですか。

○浅野教育総務課長

はい。1本で行けます。4月から新しく北房勝山便ができます。

○常本委員

北房、落合を通過して久世までは1本ですね。

○浅野教育総務課長

はい。1本です。

○三ツ教育長

そのほかありますでしょうか。それではお諮りいたします。議案第12号 真庭市コミュニティバス乗り継ぎ証明書交付規程の制定について、ご異議ございませんか。

○全員

はい。

○三ツ教育長

では、異議なしということで原案可決でお願いします。

続いて議案第13号 真庭市立学校管理規則の一部改正について、お願いします。

○秋元学校教育課長

(資料により説明)

○三ツ教育長

ただいま説明がありました。ご質問ご意見ありますでしょうか。

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第13号 真庭市立学校管

理規則の一部改正について、ご異議ございませんか。

○全員

はい。

○三ツ教育長

では、異議なしということで原案可決でお願いします。

続いて議案第 14 号 県費負担教職員の進退の内申について、お諮りいたします。本件は人事に関する内容であり、真庭市教育委員会会議規則第 12 条第 1 項により、非公開とさせていただきたいと思いますが、ご意義ございませんか。

○全員

はい。

○三ツ教育長

それでは本件は非公開とします。

(非公開案件)

○三ツ教育長

続いて議案第 15 号 真庭市指定重要文化財の指定について、お願いします。

○佐山生涯学習課長

(資料により説明)

○三ツ教育長

ただいま説明がありました。ご質問ご意見ありますでしょうか。

老朽化の状況はどうでしょうか。緊急性の高いものはないですか。

○佐山生涯学習課長

屋根が桧皮葺というヒノキの皮を活用した、市内でも珍しいものですが、老朽化は顕著です。ただ今すぐ建て直さないといけないという話ではありません。将来的には可能性があると思っています。

○三ツ教育長

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 15 号 真庭市指定重要文化財の指定について、ご異議ございませんか。

○全員

はい。

○三ツ教育長

では、異議なしということで原案可決でお願いします。

それでは日程第 5 その他です。委員の皆さんから何かありますでしょうか。事務局より何かありますか。

○赤田教育次長

5月の委員会の日程ですが、昨年は 21 日（金）、一昨年は 14 日（木）でした。20 日（金）午後 3 時半はどうでしょうか。議案が多ければ 3 時になるかもしれないませんが。

○三ツ教育長

よろしいですか。では 20 日（金）午後 3 時半でお願いいたします。

そのほかよろしいでしょうか。それでは以上で教育委員会を終了いたします。

（10 時 35 分 閉会）